

事務連絡
平成29年8月7日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

企業主導型保育事業の指導・監査の連携について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援制度の施行に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

既に御承知のとおり、企業主導型保育事業につきましては、昨年より助成を開始し、全国各地で設置、運営されているところです。これらの保育施設につきましては、助成委託団体である公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が施設の整備、運営及び助成金の経理に対して指導監査（①立入調査（原則年1回）、②特別立入調査、③午睡時抜き打ち調査）を行っておりますが、下記について、認可外保育施設を所管する各都道府県（指定都市、中核市含む。以下同じ。）において連携・御協力いただくとともに、各市区町村（特別区を含む。）へも周知いただくようお願いいたします。

記

1. 指導監査の日程について

協会が行う指導監査の実施計画が決まりましたら、協会より各都道府県へ御連絡します。各都道府県が行う指導監査の日程と重複する等の理由で調整が必要な場合は、協会へ連絡し調整を行ってください。

2. 指導監査結果の情報提供について

協会が行った指導監査の結果については、協会のホームページに掲載することとしておりますが、適正な保育内容及び保育環境の確保の観点から重要と思われる内容については必要に応じて都道府県へ情報提供を行うとともに、都道府県からの照会に応じて協会から情報提供を行います。

都道府県におかれましても、都道府県が行った指導監査結果等について保育内容及び保育環境に問題があると思われる内容については、内閣府又は協会へ情報提供していただくようお願いいたします。

3. その他

その他、都道府県及び協会において合同で指導監査を行う必要が生じた場合等につ

いては、双方で協議して必要に応じて実施するようお願いいたします。

【上記２に係る情報提供先について】

○公益財団法人児童育成協会

〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 ロゼ氷川6階

TEL : 03-5766-3801 FAX : 03-5766-3803

○内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事業第3係

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL : 03-5253-2111（内線38349） FAX : 03-3581-2808